（柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正）

第十条　柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和四十七年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第二条関係） ［表略］ 備考 一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。 二・三　［略］	**別表第一**（第二条関係） ［同上］ 備考 一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。 二・三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（臨床工学技士学校養成所指定規則の一部改正）

第十一条　臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和六十三年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第四条関係） ［表略］ 備考 一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。 二～十　［略］ **別表第二**（第四条関係） ［表略］ 備考 一　単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。 二～十　［略］	**別表第一**（第四条関係） ［同上］ 備考 一　単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。 二～十　［同上］ **別表第二**（第四条関係） ［同上］ 備考 一　単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。 二～十　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	